



自然保護条例^(*)第 47 条の 「開発許可の手続」が変わります

(*) 正式名称：東京における自然の保護と回復に関する条例

東京都環境局では自然保護条例施行規則を
令和 3 年 3 月 31 日に改正しました。

第 47 条の開発許可基準に関わる事項は
令和 3 年 10 月 1 日に施行します。

令和 3 年 10 月 1 日以降に許可申請書及び
協議書を提出するものから適用されます。

～開発許可基準の改正の概要～

<適用範囲>

- ◆切土・盛土の安定等の基準は、都市計画法の審査基準と同様に、切土又は盛土が 1 m を超える行為全てに適用

<長大法>

- ◆長大法（法高が 10m を超える切土又は 9m を超える盛土）：
法面・擁壁の安定計算必要、法面には縦排水を設置 等
（都市計画法の審査基準と同等）
- ◆長大法のうち、法高が 30m を超える切土又は 18m を超える盛土：
原則不許可。ただし、土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害及び
自然地の破壊が生じるおそれのないもの場合は例外的に許可 等
（都指定の複数の専門家の意見を聴いた上で計画策定することを規定）

<造成地盤の改良・切土盛土の安定・地下水の処理・
崖面の保護・擁壁・排水施設>

◆都市計画法令の審査基準と同等

<沈砂池・えん堤>

◆森林法令の審査基準と同等

<申請者の資力・信用>

◆許可申請時に申請者の資力・信用を確認できる資料を提出

【法人の場合】

- ①資金計画書
- ②財務諸表
- ③事業経歴書
- ④納税証明書
- ⑤残高証明又は融資証明 等

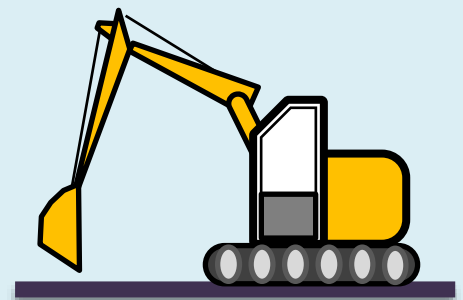
【個人の場合】

- ①納税証明書
- ②残高証明又は融資証明 等

<工事施行者の能力>

◆許可申請時に工事施行者の能力を
確認できる資料を提出

- ①法人の登記事項証明書
- ②建設業許可通知書（土木工事業）
の写しまたは証明書
- ③工事経歴書 等



以下のURLで「開発許可の手引」を公開中！

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/natural_environment/kisoku_kaisei.html

【お問い合わせ先】

・環境局 自然環境部 緑環境課 指導担当

☎ 03-5388-3455（直通）

・多摩環境事務所 自然環境課 指導担当

☎ 042-521-4809（直通）